

令和 7 年（2025 年） 6 月 30 日

自治会長様

宝塚市 市民交流部
市民協働推進課長 田巻 正好

法務局からのお知らせに関するチラシ配布のお願い

平素より、地域の自治活動にご尽力賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび【神戸地方法務局伊丹支局】より、地域住民の皆さまに対する周知依頼がございました。つきましては、該当するお知らせに関するチラシを同封いたしましたので、回覧板等による周知等、可能な範囲でご協力いただきますようお願い申し上げます。

ご不明点がございましたら、下記の問合せ先法務局まで直接お問い合わせください。

記

1. 送 付 物：①相続登記の申請義務化について（2 種類）
②不動産所有者の住所・名前の変更登記の義務化
③自筆証書遺言書補完制度について
2. 問合せ先：神戸法務局伊丹支局 電話：072-779-3451

以上

令和6年4月1日から 相続登記の申請が 義務化

不動産を相続（取得）したことを知った日から**3年以内**に相続登記の申請をする必要があります。

スムーズな相続登記のために

法務局

できること



あなたの遺言書を預かります！

- ☑ 紛失・改ざんのおそれがありません。
- ☑ 検認の手続が不要となります。
- ☑ 手数料は1通3,900円です。

自筆証書遺言書保管制度について詳しくは

法務省HP又は神戸地方法務局（078-392-1832）まで



法定相続人を証明します！

- ☑ 相続登記手続、預金の払戻し等、各種手続に使えます。
- ☑ 手数料は無料です。

法定相続情報証明制度について詳しくは

法務省HP又はお近くの法務局（連絡先は裏面）まで

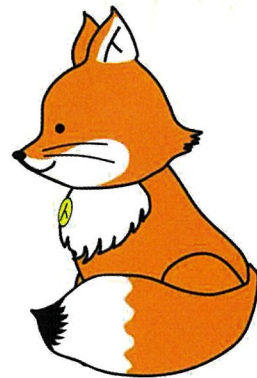




相続した利用しない土地 を手放す制度もあるよ！

相続土地国庫帰属制度

詳しくは、こちら ▶



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

今なら、**相続登記の免税措置**が
拡大されています

詳しくは、こちら



なくそう



所有者不明土地

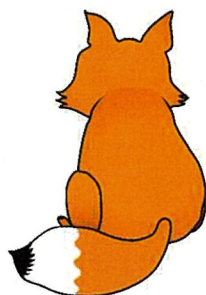
法務局HPで**相続登記の手続や書式**
をご案内しています

詳しくは、こちら



法務局では、**手続案内**を行っていま
す（**予約制**）

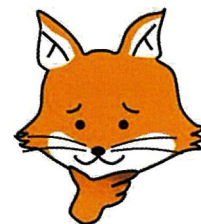
詳しくは、こちら



困ったときは
相続・登記の専門家へ

兵庫県司法書士会HP、連絡先（兵庫県司法書士
会総合相談センター）はこちら

TEL 078-341-2755



詳しくは、お近くの法務局にお問い合わせください

神戸地方法務局不動産登記部門 078-392-1821

西宮支局 0798-26-0061

伊丹支局 072-779-3451

尼崎支局 06-6482-7401

明石支局 078-912-5511

柏原支局 0795-72-0176

姫路支局 079-225-1915

加古川支局 079-424-3555

社支局 0795-42-0201

龍野支局 0791-63-3221

豊岡支局 0796-22-2703

洲本支局 0799-22-0497

須磨出張所 078-794-2045

北出張所 078-594-3351

東神戸出張所 078-451-7955

三田出張所 079-563-2707

八鹿出張所 079-662-2767

2024年4月から相続登記が義務化へ！！ 「所有者不明土地」発生予防へ



「所有者不明土地」とは、相続登記がされないこと等によって、不動産登記簿を見ても所有者が直ちに判明しない土地や所有者が判明してもその所在が不明で連絡が付かない土地のことです。所有者不明土地が全国に占める割合は九州本島の大きさに匹敵するともいわれ、公共事業や復旧・復興事業が円滑に進まず、民間取引や土地の利活用を阻害しています。今後、高齢化の進展により、ますます深刻化するおそれがあり、その解決は喫緊の課題とされています。

1 相続登記が義務化されるって本当？



相続登記申請義務化(不動産登記法改正)

令和6年4月1日から相続登記が義務化されます。相続(遺言を含む)によって不動産(土地・建物)を取得した相続人は、その所有権を取得したことを知った日から3年以内に相続登記の申請をしなければならないこととされました。

※令和6年4月1日以前の相続でも、不動産の相続登記がされていないものは、義務化の対象となります。

※正当な理由がなく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科されることがあります。

※相続登記の申請義務を簡易に履行できる「相続人申告登記」が新たに設けられます。

令和6年
4月1日から
始まります！！
相続登記の
義務化

相続登記が
義務化になると…
手続はすぐに
しないとダメなの？
手続をしないと
罰則とかあるの？



★相続登記義務化について、詳しくはこちら

法務省 相続登記義務化

検索



2 法務局で遺言書を保管してもらえるの？



自筆証書遺言書保管制度

相続登記を円滑に行うために、遺言書を残しておけば、遺産分割協議を行う必要がなくなり、無用なトラブルを未然に防ぐことができます。

また、遺言書を法務局に預けておけば、紛失・改ざんの心配もなく、家庭裁判所の検認の手続も不要になりますので、スムーズに相続登記を行うことが可能となります。手数料は1通3,900円です。



自筆の遺言書を
法務局が保管する制度
ご存じですか？
3,900円の
遺言書保管

遺言書は、自分の想いを
家族に伝える一つの方法です。
スムーズな相続手続のため、
遺言書を書いて、法務局に
預けてみませんか？



★自筆証書遺言書保管制度について、詳しくはこちら

法務省 遺言書保管

検索

3 法務局で法定相続人の証明ができるの？

法定相続情報証明制度

「法定相続情報証明制度」があります。法務局に戸除籍謄本等の束を提出し、併せて相続関係を一覧に表した図(法定相続情報一覧図)を提出していただければ、登記官がその一覧図に認証文を付した写しを必要な枚数無料で交付します。

その後の相続手続(相続登記、金融機関等での手続など)は、法定相続情報一覧図の写しを利用いただくことで、戸除籍謄本等の束を何度も出し直す必要がなくなります。



★法定相続情報証明制度について、詳しくはこちら

法務局ホームページ

検索



4 相続した利用しない土地を手放すことができるの？

相続土地国庫帰属制度

「遠くに住んでいて利用する予定がない」「周りの土地に迷惑がかかるから管理が必要だけど、負担が大きい」そんな相続した土地の管理にお困りの方へ

令和5年4月27日から「相続土地国庫帰属制度」が法務局で始まりしました。

※相続又は相続人に対する遺贈によって土地の所有権を取得した相続人からの申請により、所有権を国に移転することができます。

※申請先はその土地の所在地を管轄する法務局(兵庫県内は神戸地方法務局・不動産登記部門)です。

※国庫帰属が認められない土地(建物のある土地、債務の担保になっている土地、境界が明らかでない土地、危険な崖地など法令で定める要件を満たさない土地)もあります。

※本制度の活用には、負担金(10年分の管理費用)の納付などの費用負担が必要です。



★相続土地国庫帰属制度について、詳しくはこちら

法務省 国庫帰属

検索



お問い合わせ 兵庫県司法書士会総合相談センター

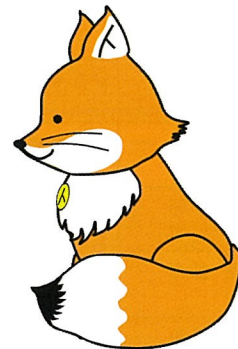
078-341-2755 平日9:00-17:00



相続した利用しない土地 を手放す制度もあるよ！

相続土地国庫帰属制度

詳しくは、こちら？



不動産登記推進イメージキャラクター
「トウキツネ」

今なら、**相続登記の免税措置**が
拡大されています

詳しくは、こちら



なくそう



所有者不明土地

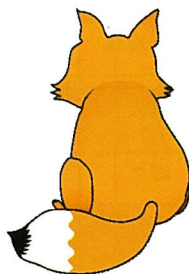
法務局HPで**相続登記の手続や書式**
をご案内しています

詳しくは、こちら



法務局では、**手続案内**を行っていま
す（**予約制**）

詳しくは、こちら



困ったときは
相続・登記の専門家へ

兵庫県司法書士会HP、連絡先（兵庫県司法書士
会総合相談センター）はこちら

TEL 078-341-2755



詳しくは、お近くの法務局にお問い合わせください

神戸地方法務局不動産登記部門 078-392-1821

西宮支局 0798-26-0061

伊丹支局 072-779-3451

尼崎支局 06-6482-7401

明石支局 078-912-5511

柏原支局 0795-72-0176

姫路支局 079-225-1915

加古川支局 079-424-3555

社支局 0795-42-0201

龍野支局 0791-63-3221

豊岡支局 0796-22-2703

洲本支局 0799-22-0497

須磨出張所 078-794-2045

北出張所 078-594-3351

東神戸出張所 078-451-7955

三田出張所 079-563-2707

八鹿出張所 079-662-2767

法人も!

不動産の所有者の方へ

住所・名前の変更登記が 義務化されます

令和8年
4月1日
から

不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」



POINT
1

住所・名前の変更の日から
2年以内に登記!

※正当な理由なく義務に違反した場合、5万円以下の過料が科される可能性があります

POINT
2

義務化前の変更も対象!

※義務化前に住所・名前に変更があった場合は、
令和10年3月末までに登記する必要があります

スマート!



「シラナカッタムキ」

POINT
3

スマート変更登記でらくらく安心!

※かんたん・無料の手続きをしておけば、その後は法務局で住所・名前の変更登記をします

スマート変更登記のご利用方法は裏面をご覧ください



スマート変更登記のご利用方法

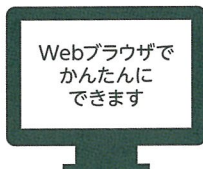
個人の方

検索用情報の申出をするだけ！

詳しくはこちら▶
(法務省HP)



1 令和7年4月21日より前に 不動産の所有者として登記されている場合



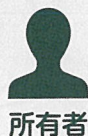
所有者の
●現在の氏名 ●氏名ふりがな
●住所 ●生年月日
●メールアドレス
を法務局に申し出る

2 令和7年4月21日以降に 不動産の所有者として登記する場合



登記の申請書に
●新たに所有者となった方の氏名
●氏名ふりがな ●住所 ●生年月日
●メールアドレス
を記載して申請する

変更登記の流れ



所有者

- ① 検索用情報の申出（無料）
- ③ 変更の意思を確認（メール）
- ④ 本人の了解



② 定期的に照会

住基ネット

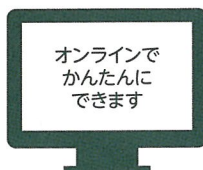
法人の方

会社法人等番号の申出をするだけ！

詳しくはこちら▶
(法務省HP)



1 令和6年4月1日より前に 不動産の所有者として登記されている場合



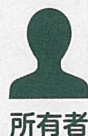
所有者の
●会社法人等番号
を法務局に申し出る

2 令和6年4月1日以降に 不動産の所有者として登記する場合



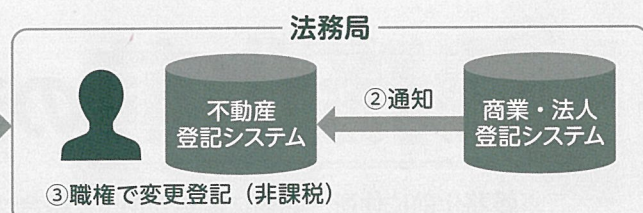
登記の申請書に
●新たに所有者となった方の名称 ●住所
●会社法人等番号
を記載して申請する

変更登記の流れ



所有者

- ① 会社法人等番号の申出（無料）



日本国外に居住している方や会社法人等番号のない法人は、スマート変更登記をご利用できないため、住所・名前に変更があった場合には、「住所等変更登記の申請」をする必要があります。

住所・名前の変更登記について知りたいときは



全国の法務局では、
手続案内(予約制)を行っています

各法務局の案内
についてはこちらから



ウェブ登記手続案内
についてはこちらから



専門家(司法書士、弁護士)に相談
したい場合は、こちら

日本司法書士会連合会
のホームページ



日本弁護士連合会
のホームページ



預けて安心!

白筆証書遺言書 保管制度

全国の
法務局※で

ご利用いただけます。

※本局・支局等合計312か所

遺言書の
保管の申請には

3,900円が

かかります。

あなたの大切な
遺言書を守ります



遺言書ほかんガルー

手続には
予約が必要です



法務局手続案内予約サービス専用ページ
<https://www.legal-ab.moj.go.jp/houmu.home-t/>

法務省民事局

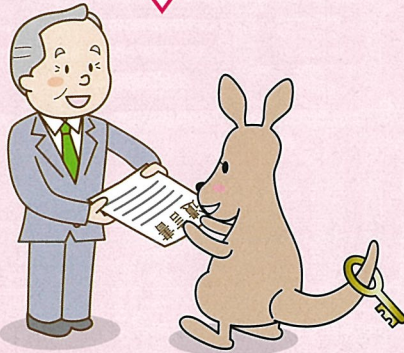
(詳しくは法務省のホームページへ)

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html



遺言者の手続

遺言書の保管の申請



- 🔑 手続には必ず遺言者本人が法務局にお越しください。
- 🔑 自筆証書遺言の方式について外形的な確認を行います。
- 🔑 遺言の内容についての相談はお受けできません。
- 🔑 遺言者は預けた遺言書の閲覧や保管の申請の撤回をすることができます。
- 🔑 亡くなられた後に通知したい方を指定することができます。

保管の申請に必要なもの

- 🔑 自筆証書遺言に係る遺言書
- 🔑 申請書※
- 🔑 添付書類(本籍の記載のある住民票等)
- 🔑 本人確認書類(マイナンバーカード・運転免許証等)
- 🔑 手数料(収入印紙)



※申請書の様式は、以下のホームページからダウンロードできます。
https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html
また、法務局の窓口にも備え付けています。

令和5年10月から
通知先を3名までに拡大



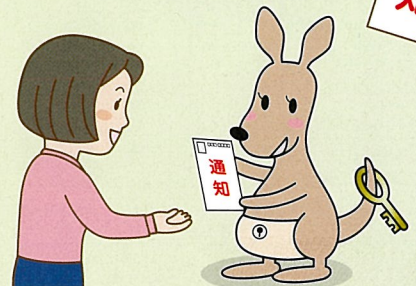
遺言者が亡くなられた後の手続

- 🔑 相続人等は、遺言書の内容の証明書(遺言書情報証明書)の請求や遺言書の閲覧をすることができます。※



※相続人等が遺言書情報証明書の交付を受けた場合や、遺言書を閲覧した場合に、他の相続人等に通知します。

- 🔑 あらかじめ指定された方に対し、法務局から、遺言書が保管されていることを通知します。



検認不要

法務局において保管されている遺言書については、家庭裁判所での検認が不要となります。

- 🔑 保管した遺言書があれば、スムーズに相続登記の申請ができます。

※令和6年4月1日から、相続登記が義務化されました。



相続登記の義務化
特設ページ



不動産登記推進
イメージキャラクター
「トウキツネ」